

国分寺市 農業委員会だより

令和4年3月発行

第44号

発行 国分寺市農業委員会 〒185-8501東京都国分寺市戸倉1-6-1 TEL042-325-0111(内線394) 市内農地面積:139.67ha(令和3.1.1現在)

令和3年度表彰受賞者の皆さんを紹介！

国分寺市農業委員会では、優秀な農業経営者や地域農業に功労のあった農業者への表彰事業を行っています。受賞されました皆様、誠にありがとうございます。



企業的農業経営顕彰
受賞者

本橋 康一様
富枝様

農業後継者顕彰
受賞者

榎戸 秀晃様
涼香様



(写真後列左から) 齋藤職務代理、神山弘幸様、谷合照雄様、田中会長
(写真前列左から) 松本好高様、青木直之様、本橋康一様、榎戸秀晃様

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、例年開催している受賞祝賀会を取り止め、農業委員会会長・会長職務代理より受賞者に表彰状等を授与しました。

顕彰・表彰名	氏名	地区	部門
第61回企業的農業経営顕彰 東京都産業労働局長賞	本橋 康一様 富枝様	内藤	植木
第61回企業的農業経営顕彰 全国農業会議所会長賞	青木 直之様	恋ヶ窪	野菜
第41回農業後継者顕彰 東京都知事賞	榎戸 秀晃様 涼香様	共中	野菜
令和3年度農業功労者表彰	松本 好高様	戸倉	花卉
令和3年度北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰	谷合 照雄様	共西	花卉
令和3年度国分寺市優秀農業経営表彰 (農業委員会会長賞)	神山 弘幸様	中藤	野菜



農業者年金新規加入者インタビュー

令和3年度に新たに農業者年金に御家族で加入された水村栄一さんに、加入された経緯などについてインタビューしました！

Q.農業者年金に加入した **経緯** を教えてください

A. 従前より、農業者年金の存在については知っていましたが、仕組みやメリットなど、詳細は知りませんでした。しかし、今後のことを家族内で話していた際、農業者年金の話題になりました。JA東京むさし国分寺支店指導経済課職員に詳細を聞き、メリットを感じられたため、加入することを決めました。

Q.どのようなメリットが **魅力** だったのでしょうか

A. 拠出時、運用時、給付時の全て（※）で節税できることや、今後の備えとしての積み立てをできることが一番の魅力です。付加年金制度についても、短い期間（例.1か月）の加入だとしても、将来、非常に得することも魅力の一つです。

※拠出時・・・掛金は全額社会保険料控除として所得控除が受けられます。

※運用時・・・運用益は非課税です。

※拠出時・・・受給年金には公的年金等控除が適用されます。



水村栄一さん(54)
(支部:高木町)

Q.どのような方が農業者年金に **加入** された方がいいと思いますか

A. この制度は農業者しか入れないため、農業者の方には是非知っておいてもらいたいです。その中でも特に、若い方に知ってほしいです。今回、息子も一緒に加入しましたが、これからの農業を担う若者に、是非この農業者年金制度を知ってもらい、先を見据えながら今後も農業を続けてほしいと感じます。

農業者年金制度が改正されました

1 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました

35歳未満(※)で、**1万円から**(上限6万7千円)**通常加入できる**ようになりました。

(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました)

※認定農業者ではない等、一定の要件があります。



2 受給開始時期の選択肢が広がりました

農業者老齢年金(通常加入された方)については、**65歳以上75歳未満の間で**

受給開始時期を選択することができるようになりました。

3 加入可能年齢が引き上げられました

現在、新規加入できる対象者は、農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者でしたが、**65歳まで加入できる**ようになりました。

⇒詳細については農業委員会事務局まで

農地利用状況調査 指導後の改善事例紹介

令和3年9月末から10月上旬にかけて実施した農地利用状況調査の結果、指導した件数は次のとおりでした。

指導件数 合計 51件

指導した農地について、12月上旬に市課税課固定資産税担当と共に再調査を実施した際、改善が見られた農地の一例を写真を交えて御紹介します。

編集委員(笛田委員)

前回の調査を受けて12月に再調査を行いました。右写真のように、指導後はきれいに改善されています。毎年行われる農地利用状況調査の必要性を感じます。都市農業は住宅街の中に農地があり、農家さんにとっても大変な事が多いかと思いますが、市の農地が守られていくということは、市民にとっても癒しの場になりますので、虫などがわかないよう、肥培管理の徹底を今後もよろしくお願いいたします。

▼指導前



▼指導後



地区別懇談会の報告

令和3年11月に市内3会場(写真参照)において地区別懇談会を開催しました。当日は、農業委員会から都市農地貸借円滑化法の市内での貸借事例の紹介や、農地利用状況調査の報告を行いました。また、東京都農業会議の松澤部長より農政課題や制度についての御講演をいただきました。

全3回の開催で、26人の農家が参加し、JA東京むさし国分寺地区役員・職員や市まちづくり計画課も交えて質疑応答も行いました。

▼共益東部公会堂



ひかりプラザ ▶



編集委員(永澤委員)

農地利用状況調査報告で、耕作整備不十分な農地が散見されると報告しました。特定生産緑地指定申請、都市農地貸借円滑化法の活用をお願いし、都市農業を存続させようとする事の意義を無にしないように、また、市民に都市農業(農地)存続に「？」マークをつけられない様な耕地管理が重要と改めて感じました。

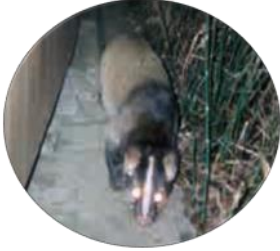
◀ JA東京むさし
国分寺支店



鳥獣被害について

ハクビシン、アライグマ等の鳥獣における農作物の被害について、近年、国分寺市内でも事例が散見されています。**農業委員会とJA東京むさし国分寺地区では、年に2回、鳥獣被害調査を行っております。**これまで、被害によって生産を止めてしまったなどの情報がありましたら、農業委員会事務局又はJA東京むさし国分寺支店指導経済課まで御連絡ください。また、獣害にお困りの方は、JA東京むさし国分寺支店で**箱わなの貸し出し**を行っておりますので、御相談ください。

▼ハクビシンによるイチジクの被害例



顔の様



足跡



後足 前足

▼アライグマによるスイカの被害例



顔の様



足跡



生産緑地地区の追加指定について

国分寺市では、毎年1回申請期間を設けて生産緑地地区の指定申請を受け付けています。令和4年度の**募集の詳細については市まちづくり計画課**まで御連絡ください。

(TEL. 042-325-0111 内線454)

▶生産緑地に指定されると



メリット

- ・固定資産税が農地課税 (市街化区域畑の約1/500)
- ・相続税納税猶予の制度の適用を受けられる

行為制限

- ・原則農業用施設以外での転用不可
- ・30年間の肥培管理義務
- ・行為制限を解除するには、市長に買取り申出※をする必要がある

※買取り申出をするには、下記のどちらかの事由が必要です。

- ①指定から30年間経過
- ②主たる従事者の死亡

○指定スケジュール(予定)

追加希望の受付開始(3月1日)

指定に関する説明会(3月17日)

追加希望の受付締切(6月24日)

指定希望農地の調査(7月)

指定可能農地の決定(8月)

農地の権利者同意取得

都市計画決定手続き(8月~12月)

都市計画決定(令和5年1月1日)